

政令第 号

航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年十二月十日とする。

理由

航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。